

# 令和3年度 生駒市の障がい者福祉の主な取組について

## 1 第6期生駒市障がい者福祉計画の実現に向けた取組

令和3年度から令和5年度までの3か年計画である「第6期生駒市障がい者福祉計画」に掲げる各事業等に取り組みます。

## 2 コロナ禍における障害福祉サービス事業所等への支援

新型コロナウイルス感染症対策を行いながらサービスを提供している市内の障害福祉サービス事業者等の金銭的負担を軽減するため、「生駒市指定障害福祉サービス事業者等新型コロナウイルス感染症対策応援給付金」（居住系サービス：20万円、訪問系・日中活動系等10万円）を交付します。当給付金は、感染症対策に係る衛生用品等の購入費や建物等の消毒・清掃費用、感染防止に係る環境整備に係る費用、施設従事者への慰労金等の人物費等、各事業所の状況に応じ、幅広く活用いただけるものです。

また、コロナ禍においても市内の障がい者の安心・安全や支援体制が維持されるよう、施設従事者、手話通訳者・要約筆記者等に対して、優先的にワクチン接種を行えるよう調整を図ります。

## 3 北部地域への障がい福祉施設の誘致

当事者家族会から要望があった本市の北部地域から中・南部地域の障がい者施設への通所されている方々の身体的負担の軽減や、重度の知的障がい者のための施設の充実を図るため、旧高山幼稚園跡園舎を活用し、社会福祉法人いこま福祉会に農福連携を取り入れた生活介護事業を行っていただきます。また、運動場部分を地域住民にも利用していただくことで、地域とのコミュニティの場の創出や北部地域における障がい者理解の促進に努めています。

## 4 要配慮者利用施設避難計画の作成支援

近年、全国各地でさまざまな自然災害が発生しており、社会福祉施設においても多くの方が犠牲になる等の被害が発生しました。平成29年6月に水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律が改正施行され、洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、施設の管理者等による避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務化されたことに伴い、市内の当該区域に存する計画未作成施設への作成支援を行います。